

# 高松市行政手続条例の一部改正について（案）

## 1 経緯

- (1) 「行政手続法の一部を改正する法律」が行政不服審査法関連三法の一つとして平成26年6月13日に公布され、平成27年4月1日から施行されます。
- (2) 行政手続法においては、地方公共団体が行う処分、行政指導に係る大部分が適用除外とされ（行政手続法第3条第3項）、地方公共団体には法律の趣旨にのっとり必要な措置を講ずる努力義務が課されている（行政手続法第46条）ことから、本市では下図の網掛け部分について法と同様の行政手続制度とするための行政手続条例を平成8年に制定しています。

<参考>本市が行う行為に係る法と条例の適用関係

| 行為の根拠<br>行為の区分 | 法律又は法律に基づく命令 | 条例又は規則    |
|----------------|--------------|-----------|
|                | 行政手続法を適用     | 行政手続条例を適用 |
| 処分             |              |           |
| 行政指導           |              |           |

## 2 行政手続法の主な改正点

国民の救済手段の充実・拡大を目的として、次の点について改正されました。

- (1) 行政指導を行う際の根拠・理由等の明示
- (2) 「処分等の求め」の新設  
(法令違反の事実を発見すれば、) 何人でも行政庁に対し適正な権限行使（処分・行政指導）を促すことができることとするもの
- (3) 「行政指導の中止等の求め」の新設  
(法律の要件に適合しない行政指導を受けた) 相手方が当該行政機関に再考（中止、変更、名誉の回復等）を促すことができることとするもの

## 3 高松市行政手続条例の一部改正の概要

高松市行政手続条例は、行政手続法の趣旨にのっとり制定していることから、2の改正に準じて、次の規定整備を行います。

### (1) 行政指導を行う際の根拠、理由等の明示に関する規定を第4章（行政指導）に追加

#### 規定内容

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- ア 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- イ アの条項に規定する要件
- ウ 当該権限の行使がイの要件に適合する理由

### (2) 「行政指導の中止等の求め」に係る手続規定を第4章（行政指導）に追加

#### 規定内容

- ① 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例

に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

② ①の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- ア 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- イ 当該行政指導の内容
- ウ 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- エ ウの条項に規定する要件
- オ 当該行政指導がエの要件に適合しないと思料する理由
- カ その他参考となる事項

③ 当該市の機関は、①の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

### (3) 「処分等の求め」に係る手続規定を追加（章を新設）

#### 規定内容

① 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

② ①の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- ア 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- イ 法令に違反する事実の内容
- ウ 当該処分又は行政指導の内容
- エ 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- オ 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- カ その他参考となる事項

③ 当該行政庁又は市の機関は、①の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

## 4 施行期日

平成27年4月1日